

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月25日

水 曜 日

第 4270 号

目 次

告 示

- 特別保護地区の指定 1
- 特別保護指定区域の指定 2

公 告

- 開発行為の工事完了 3
- 県有財産に係る一般競争入札の実施

告 示

富山県告示第428号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特別保護地区の名称
小瀬鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
別紙図面に表示する区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分

希少鳥獣生息地

(2) 指定目的

指定予定地は、江戸時代から「イヌワシ」（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種であり、かつ、国の天然記念物に指定されている。）の繁殖が記録されており、営巣適地と考えられる。しかし、近年様々な開発行為等によりその生息環境に変化がみられ、繁殖条件の悪化が懸念されているところである。

このため、当該区域を特別保護地区及び特別保護指定区域に指定し、行為の制限等を行うことによりイヌワシの繁殖環境の保全を図るものである。

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化庁自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第 429 号

特別保護指定区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 7 項第 4 号の規定により次のとおり特別保護指定区域を指定したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 36 条の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特別保護指定区域の名称
小瀬鳥獣保護区特別保護指定区域
- 2 特別保護指定区域の区域
別紙図面に表示する区域
- 3 特別保護指定区域の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成29年10月25日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市橋下条1620番2	/	/	射水市大門37番地 射水市大門 113番地8 メゾン・ミントⅡ-201	後藤 三枝子 藤田 恭輔
射水市水戸田 959番1 及び 959番3	/	/	高岡市姫野 638番地1 ベルメゾン姫野C棟 103号	三島 穰
射水市西高木1039番4外9 筆	/	/	東京都中央区日本橋人形町一丁目2番5号	TFBファクトリーズ株式会社
射水市殿村 232番の一部	同 左	道路 公園 下水道	射水市戸破3523番地	伊勢住建株式会社
射水市久々湊 229番1	/	/	射水市久々湊 230番地 1	徳光 達也 徳光 優貴

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年10月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

物件番号	所在地	区分	地目	数量（登記簿）
1	富山県黒部市田家新 576番2、577番2、577番3、 1072番6、1074番3、1074番4	土地	雑種地、田 （現況雑種地）	813.85㎡ (811.92㎡)

2 入札に必要な資格

次の項目に該当する者は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、15 の問い合わせ先へお問合せください。）

3 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成29年10月25日（水）から平成29年11月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部管理課用地指導係
電話番号 076-444-3314（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、平成29年11月27日（月）までに、別に定める申込書及び添付書類を、富山県土木部管理課へ持参されるか、又は簡易書留でお申込みください（簡易書留は締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年12月5日（火）午前10時00分
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁東別館 1 階入札室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証を

した小切手により入札保証金として金 276,000円を平成29年12月5日（火）午前9時30分から午前9時50分までに県に納める必要があります。

7 予定価格の公表

予定価格は、あらかじめ県が決めた最低売払価格をいい、金 2,760,000円です。

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とします。

9 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札は、無効とします。

10 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

11 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

12 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

13 現地説明の日時及び場所

(1) 日時 平成29年11月17日（金） 午前10時から

(2) 場所 物件の現地

14 その他

- (1) 現地説明に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地説明における説明事項等について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。
- (3) その他詳細は、入札説明書によります。

15 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県土木部管理課用地指導係

電話番号 076-444-3314（直通）